

令和2年9月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 専決処分につき承認を求めることについて
(令和2年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第5号))
- 2 令和2年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第6号)
- 3 茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 4 茨木市有功者を定めることについて
- 5 茨木市有功者を定めることについて
- 6 茨木市市税条例等の一部改正について
- 7 茨木市附属機関設置条例の一部改正について
- 8 茨木市公民館条例等の一部改正について
- 9 茨木市手数料条例の一部改正について
- 10 茨木市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について
- 11 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 12 茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 13 令和元年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 14 令和元年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 15 市道路線の認定について
- 16 市道路線の変更について
- 17 令和2年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第7号)

(認 定)

- 1 令和元年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
- 2 令和元年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
- 3 令和元年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 4 令和元年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
- 5 令和元年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
- 6 令和元年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について
- 7 令和元年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

(報 告)

- 1 茨木市事務報告について
- 2 令和元年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 3 令和元年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 4 令和元年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
- 5 放棄した債権の報告について

議案第 70 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和 2 年度大阪府茨木市一般会計補正予算 (第 5 号))																										
<p>○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る令和 2 年度一般会計補正予算 (第 5 号) について、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。</p> <p>○ 補正額 151,066 千円 (補正後 125,976,409 千円 - 補正前 125,825,343 千円)</p> <table border="0" data-bbox="175 492 1133 616"> <tr> <td>〈歳入〉</td> <td></td> <td>〈歳出〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金</td> <td>151,066 千円</td> <td>・物件費</td> <td>53,400 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・補助費等</td> <td>97,666 千円</td> </tr> </table> <p>○ 専決日 令和 2 年 8 月 3 日</p>		〈歳入〉		〈歳出〉		・国庫支出金	151,066 千円	・物件費	53,400 千円			・補助費等	97,666 千円														
〈歳入〉		〈歳出〉																									
・国庫支出金	151,066 千円	・物件費	53,400 千円																								
		・補助費等	97,666 千円																								
議案第 71 号	令和 2 年度大阪府茨木市一般会計補正予算 (第 6 号)																										
<p>○ 補正額 1,143,414 千円 (補正後 127,119,823 千円 - 補正前 125,976,409 千円)</p> <table border="0" data-bbox="175 1276 1308 1444"> <tr> <td>〈歳入〉</td> <td></td> <td>〈歳出〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金</td> <td>1,036,971 千円</td> <td>・人件費</td> <td>3,408 千円</td> </tr> <tr> <td>・府支出金</td> <td>101,790 千円</td> <td>・物件費</td> <td>744,621 千円</td> </tr> <tr> <td>・繰入金</td> <td>4,653 千円</td> <td>・補助費等</td> <td>395,385 千円</td> </tr> </table> <p>・繰越明許費補正</p> <table border="0" data-bbox="223 1500 1101 1590"> <tr> <td>(追加) 公共施設スマートロック導入事業</td> <td>12,556 千円</td> </tr> <tr> <td>(追加) 小中学校体育館空調設備設置事業</td> <td>54,800 千円</td> </tr> </table> <p>・債務負担行為補正</p> <table border="0" data-bbox="223 1635 1101 1769"> <tr> <td>(追加) 公共施設予約システム口座振替収納事業</td> <td>2,079 千円</td> </tr> <tr> <td>(追加) 小学校学習用端末整備事業</td> <td>624,200 千円</td> </tr> <tr> <td>(追加) 中学校学習用端末整備事業</td> <td>312,100 千円</td> </tr> </table>		〈歳入〉		〈歳出〉		・国庫支出金	1,036,971 千円	・人件費	3,408 千円	・府支出金	101,790 千円	・物件費	744,621 千円	・繰入金	4,653 千円	・補助費等	395,385 千円	(追加) 公共施設スマートロック導入事業	12,556 千円	(追加) 小中学校体育館空調設備設置事業	54,800 千円	(追加) 公共施設予約システム口座振替収納事業	2,079 千円	(追加) 小学校学習用端末整備事業	624,200 千円	(追加) 中学校学習用端末整備事業	312,100 千円
〈歳入〉		〈歳出〉																									
・国庫支出金	1,036,971 千円	・人件費	3,408 千円																								
・府支出金	101,790 千円	・物件費	744,621 千円																								
・繰入金	4,653 千円	・補助費等	395,385 千円																								
(追加) 公共施設スマートロック導入事業	12,556 千円																										
(追加) 小中学校体育館空調設備設置事業	54,800 千円																										
(追加) 公共施設予約システム口座振替収納事業	2,079 千円																										
(追加) 小学校学習用端末整備事業	624,200 千円																										
(追加) 中学校学習用端末整備事業	312,100 千円																										

議案第 72 号	茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
<p>○ 現委員 <small>なか たけ お</small> 仲 猛 夫</p> <p>○ 任 期 令和 2 年 9 月 2 4 日任期満了 初就任 平成 2 3 年 9 月 2 5 日就任 3 期目 (任期 3 年)</p> <p>○ 選任予定者</p>	
議案第 73 号	茨木市有功者を定めることについて
<p>○ 茨木市有功者表彰条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく提案</p> <p>○ 前選挙管理委員会委員 <small>み え の としひこ</small> 三 重 野 俊 彦</p> <p>○ 在任期間 平成 1 2 年 6 月 1 9 日～令和 2 年 6 月 1 8 日 (2 0 年)</p>	
議案第 74 号	茨木市有功者を定めることについて
<p>○ 茨木市有功者表彰条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく提案</p> <p>○ 前農業委員会委員 <small>おおうえ まさあき</small> 大 上 眞 明</p> <p>○ 在任期間 平成 1 4 年 7 月 2 0 日～令和 2 年 7 月 1 9 日 (1 8 年) <会長歴：平成 2 3 年 7 月 2 0 日～令和 2 年 7 月 1 9 日 (9 年) ></p>	

○ 地方税法等の改正に伴う所要の改正

・主な改正内容

(1) 令和 2 年度税制改正への対応

①個人市民税に係る寡婦（寡夫）控除の見直し

性別や婚姻歴によって異なっていたひとり親の所得控除額を統一

(現 行) (改正後)

・所得 5 0 0 万円以下 男性：26 万円 → 30 万円

未婚：控除なし → 30 万円

※女性：30 万円

・所得 5 0 0 万円超 女性：26 万円 → 控除なし

※男性・未婚：控除なし

②所有者が 1 人も判明しない固定資産について、事前に現使用者に通知した場合、使用者を所有者とみなして課税できる旨を規定

③固定資産に係る登記簿上の所有者が死亡した場合、相続人等の現所有者は氏名及び住所等を市長に申告しなければならない旨を規定

④ 1 g 未満の葉巻たばこに係るたばこ税の課税方式について、重量比例課税から本数課税と段階的に変更

(2) 令和 2 年度税制改正（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）への対応

①控除期間を延長する個人市民税に係る住宅ローンの特例措置について、住宅建設の遅延等で令和 2 年 1 2 月 3 1 日までに入居できなかった場合、対象となる入居期限を 1 年間延長

②イベントの中止等に伴いチケット代等の払戻を受けなかった場合、個人市民税の寄附金控除（上限 2 0 万円）の対象とする旨を規定

③中小事業者等の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の課税標準について、令和 3 年度に限り、売上高の減少率に応じて軽減

④認定先端設備等導入計画に位置付けられた固定資産に係る税の軽減措置（3 年間：課税標準を 0）の対象について、事業用の家屋等を追加する。

⑤軽自動車税環境性能割の税率軽減の対象となる取得期限について、令和 2 年 9 月 3 0 日から 6 か月間延長

・施行日 (1)②・③、(2) ③～⑤

(1)①、(2) ①・②

(1)④

公布の日

令和 3 年 1 月 1 日

令和 3 年 1 0 月 1 日

○ 附属機関を新設及び廃止するための所要の改正

・ 改正内容

①新たに設置する附属機関

茨木市立幼稚園のあり方検討委員会

ア 担当事務 市立幼稚園のあり方に関する事項についての審議に関する事務

イ 構 成 員 10人以内（市民、学識経験者、関係団体から推薦された者、茨木市立幼稚園長を代表する者）

ウ 任 期 当該諮問の審議終了まで

②廃止する附属機関

茨木市中心市街地活性化推進委員会

・ 施 行 日 公布の日

議案第 77 号	茨木市公民館条例等の一部改正について	18 頁参照
<p>○ 新たな公共施設の予約システム導入に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 使用料等の納付方法について、口座振替の方法（後納）により徴収できる旨等を追加 <p>〈対象条例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨木市公民館条例 ・ 茨木市立コミュニティセンター条例 ・ 茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例 ・ 茨木市立青少年センター条例 ・ 茨木市市民活動センター条例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日 令和3年4月1日 		
議案第 78 号	茨木市手数料条例の一部改正について	
<p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 マイナンバーに係る通知カードの交付手続の廃止に伴い、同カードの再交付手数料を削除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日 公布の日 		

○ 大阪府福祉医療費助成制度の変更に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

①助成対象に精神病床への入院費を追加

②住所地特例を国民健康保険法に準ずる内容に変更

(改正前) 障害者支援施設等へ入所する際、直前の住所地となる市町村が助成

(改正後) 障害者支援施設・病院等へ入所・入院する前の自宅等の住所地となる市町村が助成

・ 適用時期

①令和3年4月診療分から適用

②令和3年4月1日以降の新規入所・入院から適用

※令和3年3月末日以前から同一施設等に入所・入院している場合：令和3年1月1日からの適用

令和3年4月1日から10月末日の間に転所・転院する場合：その時点から適用

〈対象条例〉

・ 茨木市重度障害者の医療費の助成に関する条例 (①・②)

・ 茨木市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 (①)

・ 茨木市こどもの医療費の助成に関する条例 (①)

・ 施行日 令和3年4月1日

議案第 80 号	茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
----------	---

○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

- ①地域型保育事業の卒園児に対して市が優先的に利用調整を行い、受入先を確保する場合、卒園児の受入れのための連携施設を確保することを不要とする旨を規定
- ②居宅訪問型保育事業者について、保護者の疾病等が理由で家庭での乳幼児の養育が困難な場合、保育の必要性が高いと市が認める乳幼児に対して保育を提供する旨を明確化

〈対象条例〉

- ・ 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（①・②）
- ・ 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（①）

・ 施行日 公布の日

議案第 81 号	茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
<p>○ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 放課後児童支援員の資格要件となる修了を必要とする研修について、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修のほか、中核市の長が行う研修を対象に追加 ・ 施行日 公布の日 	
議案第 82 号	令和元年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
<p>○ 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分額 1, 1 7 9, 3 7 2, 9 3 0 円 ・ 処分方法 減債積立金への積立て及び資本金への組入れ 	

議案第 83 号	令和元年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
<p>○ 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分額 6 5 2, 2 0 6, 6 2 6 円 ・ 処分方法 資本金への組入れ 	
議案第 84 号	市道路線の認定について
<p>○ 新規路線整備に伴う路線認定 7 路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発等により移管を受けたもの 7 路線 	
議案第 85 号	市道路線の変更について
<p>○ 新規路線整備に伴う既認定の起終点の変更 6 路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発等により移管を受けたもの（起終点変更） 4 路線 ・ 変更依頼を受けたもの（終点変更） 2 路線 	

議案第 86 号	令和 2 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 7 号）
○補正額 1,184,347 千円（補正後 128,304,170 千円 - 補正前 127,119,823 千円）	
〈歳入〉 ・国庫支出金 731,521 千円 ・府支出金 12,000 千円 ・繰入金 1,200 千円 ・繰越金 110,026 千円 ・市債 329,600 千円	〈歳出〉 ・人件費 702 千円 ・物件費 48,732 千円 ・補助費等 9,399 千円 ・投資的経費 1,125,514 千円
・継続費補正 （変更）中央公園北グラウンド整備事業 20,000 千円 総額・年割額変更	
・繰越明許費補正 （追加）交通環境検討事業 7,766 千円 （追加）移動支援検討事業 16,000 千円 （追加）消防施設整備事業 145,346 千円	
・債務負担行為補正 （追加）中心市街地等景観形成推進事業 23,430 千円	
認定第 1 号	令和元年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
（平成 30 年度）	
・歳入決算額	92,539,347,584 円（88,196,403,577 円）
・歳出決算額	90,536,406,440 円（86,235,048,710 円）
・歳入歳出差引額	2,002,941,144 円（1,961,354,867 円）
・翌年度へ繰越すべき財源	1,119,116,964 円（1,067,271,979 円）
・実質収支	883,824,180 円（894,082,888 円）
認定第 2 号	令和元年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
（平成 30 年度）	
・歳入決算額	5,151,294,138 円（5,067,622,093 円）
・歳出決算額	120,105,846 円（102,478,575 円）
・歳入歳出差引額	5,031,188,292 円（4,965,143,518 円）

認定第 3 号	令和元年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について	
		(平成 30 年度)
・歳入決算額	27,934,342,246 円	(28,167,524,476 円)
・歳出決算額	26,975,216,368 円	(27,232,135,992 円)
・歳入歳出差引額	959,125,878 円	(935,388,484 円)
認定第 4 号	令和元年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	
		(平成 30 年度)
・歳入決算額	4,105,607,075 円	(3,931,765,481 円)
・歳出決算額	3,960,934,743 円	(3,786,097,757 円)
・歳入歳出差引額	144,672,332 円	(145,667,724 円)
認定第 5 号	令和元年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について	
		(平成 30 年度)
・歳入決算額	18,814,985,475 円	(17,802,687,059 円)
・歳出決算額	18,466,793,579 円	(17,458,884,262 円)
・歳入歳出差引額	348,191,896 円	(343,802,797 円)

認定第 6 号	令和元年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について																			
<p>〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く (平成 30 年度)</p> <table border="0" data-bbox="185 327 1374 472"> <tr> <td>・収入決算額</td> <td>7, 093, 865, 124 円</td> <td>(6,813,754,794 円)</td> </tr> <tr> <td>・支出決算額</td> <td>5, 897, 739, 704 円</td> <td>(5,844,961,974 円)</td> </tr> <tr> <td>・収入支出差引額</td> <td>1, 196, 125, 420 円</td> <td>(968,792,820 円)</td> </tr> </table> <p>〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む</p> <table border="0" data-bbox="185 584 1374 730"> <tr> <td>・収入決算額</td> <td>3, 475, 809, 146 円</td> <td>(2,694,380,344 円)</td> </tr> <tr> <td>・支出決算額</td> <td>5, 874, 314, 160 円</td> <td>(5,079,108,480 円)</td> </tr> <tr> <td>・収入支出差引額</td> <td>△2, 398, 505, 014 円</td> <td>(△2,384,728,136 円)</td> </tr> </table> <p>※ 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額及び当年度利益剰余金処分額で補てん</p>			・収入決算額	7, 093, 865, 124 円	(6,813,754,794 円)	・支出決算額	5, 897, 739, 704 円	(5,844,961,974 円)	・収入支出差引額	1, 196, 125, 420 円	(968,792,820 円)	・収入決算額	3, 475, 809, 146 円	(2,694,380,344 円)	・支出決算額	5, 874, 314, 160 円	(5,079,108,480 円)	・収入支出差引額	△2, 398, 505, 014 円	(△2,384,728,136 円)
・収入決算額	7, 093, 865, 124 円	(6,813,754,794 円)																		
・支出決算額	5, 897, 739, 704 円	(5,844,961,974 円)																		
・収入支出差引額	1, 196, 125, 420 円	(968,792,820 円)																		
・収入決算額	3, 475, 809, 146 円	(2,694,380,344 円)																		
・支出決算額	5, 874, 314, 160 円	(5,079,108,480 円)																		
・収入支出差引額	△2, 398, 505, 014 円	(△2,384,728,136 円)																		
認定第 7 号	令和元年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について																			
<p>〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く (平成 30 年度)</p> <table border="0" data-bbox="185 1021 1374 1167"> <tr> <td>・収入決算額</td> <td>5, 485, 637, 856 円</td> <td>(5,612,177,801 円)</td> </tr> <tr> <td>・支出決算額</td> <td>4, 669, 384, 099 円</td> <td>(4,899,615,874 円)</td> </tr> <tr> <td>・収入支出差引額</td> <td>816, 253, 757 円</td> <td>(712,561,927 円)</td> </tr> </table> <p>〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む</p> <table border="0" data-bbox="185 1279 1374 1424"> <tr> <td>・収入決算額</td> <td>132, 439, 171 円</td> <td>(857,607,490 円)</td> </tr> <tr> <td>・支出決算額</td> <td>2, 579, 340, 494 円</td> <td>(3,655,789,614 円)</td> </tr> <tr> <td>・収入支出差引額</td> <td>△2, 446, 901, 323 円</td> <td>(△2,798,182,124 円)</td> </tr> </table> <p>※ 資本的収入額（翌年度繰越額に係る財源充当額を除く）が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てん</p>			・収入決算額	5, 485, 637, 856 円	(5,612,177,801 円)	・支出決算額	4, 669, 384, 099 円	(4,899,615,874 円)	・収入支出差引額	816, 253, 757 円	(712,561,927 円)	・収入決算額	132, 439, 171 円	(857,607,490 円)	・支出決算額	2, 579, 340, 494 円	(3,655,789,614 円)	・収入支出差引額	△2, 446, 901, 323 円	(△2,798,182,124 円)
・収入決算額	5, 485, 637, 856 円	(5,612,177,801 円)																		
・支出決算額	4, 669, 384, 099 円	(4,899,615,874 円)																		
・収入支出差引額	816, 253, 757 円	(712,561,927 円)																		
・収入決算額	132, 439, 171 円	(857,607,490 円)																		
・支出決算額	2, 579, 340, 494 円	(3,655,789,614 円)																		
・収入支出差引額	△2, 446, 901, 323 円	(△2,798,182,124 円)																		
報告第 16 号	茨木市事務報告について																			
<p>○ 平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月における事務執行状況の報告</p>																				

報告第 17 号	令和元年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
○ 地方自治法第 233 条第 5 項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告	
報告第 18 号	令和元年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
○ 令和 2 年 3 月 31 日現在の財政状況の報告	
報告第 19 号	令和元年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告	
報告第 20 号	放棄した債権の報告について
○ 茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告 ・放棄した私債権等 16 件 6,726,246 円	

茨木市市税条例等の主な改正内容

I 令和2年度税制改正への対応

1 個人市民税

項 目	改 正 内 容				適 用	
① 寡婦（寡夫）控除の見直し	性別や婚姻歴によって異なっていたひとり親の所得控除額を統一。				令和3年度課税分から	
	ひとり親	所得500万円以下		所得500万円超		
		現行	改正後	現行		改正後
	女性	30万	30万	26万		控除なし
	男性	26万	30万	控除なし		控除なし
未婚	控除なし	30万	控除なし	控除なし		

2 固定資産税

改 正 内 容	施 行 日
② 所有者不明の土地や家屋等に係る固定資産税について、調査の結果、所有者が1人も判明しない場合、事前の通知により、現使用者を課税台帳に登録し、課税できる旨を規定。	公布の日
③ 固定資産に係る登記簿上の所有者が死亡した場合、相続人等の現所有者は氏名及び住所等を市長に申告しなければならない旨を規定。	

3 たばこ税

改 正 内 容	施 行 日
④ 1本当たり1g未満の軽量な葉巻たばこの課税方式について、重量比例課税から本数課税に段階的に移行する。 〔現 行〕 重量に応じて一律に課税（重量比例課税） 〔改正後〕 1本当たり1g未満の軽量な葉巻たばこについて、本数に応じて課税（本数課税） ※経過措置：令和2年10月1日～令和3年9月30日の期間については、0.7g未満の軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算して課税。	令和3年10月1日 （※経過措置は令和2年10月1日）

Ⅱ 令和2年度税制改正（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）への対応

1 個人市民税

改 正 内 容	施 行 日
<p>① 控除期間を延長する個人市民税に係る住宅ローンの特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等で令和2年12月31日までに入居できなかった場合、対象となる入居期限を令和3年12月31日まで1年間延長。</p>	令和3年1月1日
<p>② イベントの中止等に伴いチケット代等の払戻を受けなかった場合、個人市民税の寄附金控除（上限20万円）の対象とする旨を規定。</p> <p>【対象となるイベントの要件】</p> <p>(1) 令和2年2月1日～令和3年1月31日に開催(予定)</p> <p>(2) 文化芸術又はスポーツに関するもの</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者を対象とするもの</p> <p>(4) 国内で開催(予定)されるもの</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症の影響で中止・延期・規模縮小されたもの</p> <p>(6) (5)の場合で払戻(予定)が決定しているもの</p>	

2 固定資産税

改 正 内 容	施 行 日						
<p>③ 中小事業者等の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の課税標準について、令和3年度に限り、売上高の減少率に応じて軽減。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">売上高の減少率※</th> <th style="text-align: center;">固定資産税等の課税標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30%以上50%未満減少</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50%以上減少</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年2月～10月の任意の3か月間における売上高の前年比減少率</p>	売上高の減少率※	固定資産税等の課税標準	30%以上50%未満減少	2分の1	50%以上減少	0	公布の日
売上高の減少率※	固定資産税等の課税標準						
30%以上50%未満減少	2分の1						
50%以上減少	0						
<p>④ 認定先端設備等導入計画に位置付けられた固定資産に係る税の軽減措置（3年間：課税標準を0）の対象について、事業用の家屋等を追加する。</p>							

3 軽自動車税

改 正 内 容	施 行 日
<p>⑤ 軽自動車税環境性能割の税率軽減の対象となる取得期限について、令和2年9月30日から令和3年3月31日まで6か月間延長。</p>	公布の日

新たな公共施設の予約システム導入に伴う 施設利用申請手続き等の改善等について

1 目的と概要

利用者の視点から、より利用しやすくわかりやすい貸室運営をめざし、新たな施設予約システムの稼働開始に合わせ、令和3年4月1日より、現在、施設間で異なる利用申請手続き等に係る運用の改善及び統一を図ります。

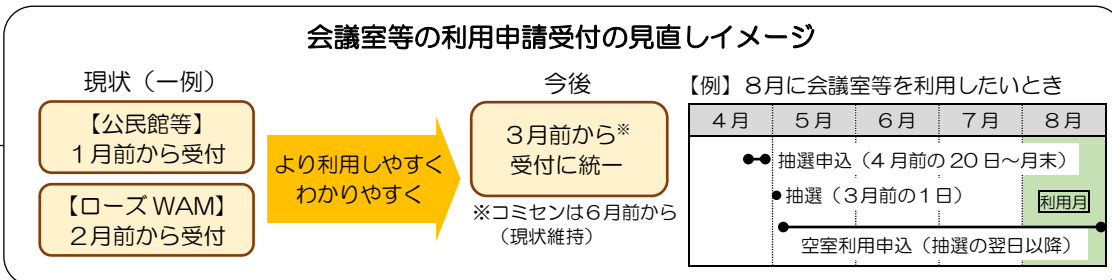
2 対象 新たな施設予約システムの対象施設 47 施設

対象施設 (現行システムを統合する施設)	施設数	対象施設 (予約システムを新規導入する施設)	施設数
福祉文化会館	1	コミュニティセンター	18
市民総合センター	1	公民館	16
生涯学習センターきらめき	1	いのち・愛・ゆめセンター (分館含む)	6
男女共生センターローズWAM	1	市民活動センター	1
		障害福祉センターハートフル	1
		上中条青少年センター	1

3 主な内容 (予定)

項目		現状	今後*
使用料の支払	□座振替による施設使用料の後納	一部施設のみ対応	すべての施設で対応
	□座振替可能な金融機関の種類	限定される	全国の金融機関に対応
	□座振替依頼時の金融機関窓口での手続き	必要	不要 (本市窓口宛での郵送申請にも対応)
利用申請	会議室等の利用申請の受付開始時期	施設ごとに異なる	改善して統一 (利用日の3月前からを基本)
	会議室等の抽選申込	一部施設のみ対応	すべての施設で対応
取消・変更	利用キャンセルによる還付・減額期間	施設ごとに異なる	改善して統一 (会議室等は7日前まで5割還付等)
	利用の変更申請手続き	施設ごとに異なる	改善して統一

※施設の特性を踏まえ、一部取扱いの異なる施設もあります



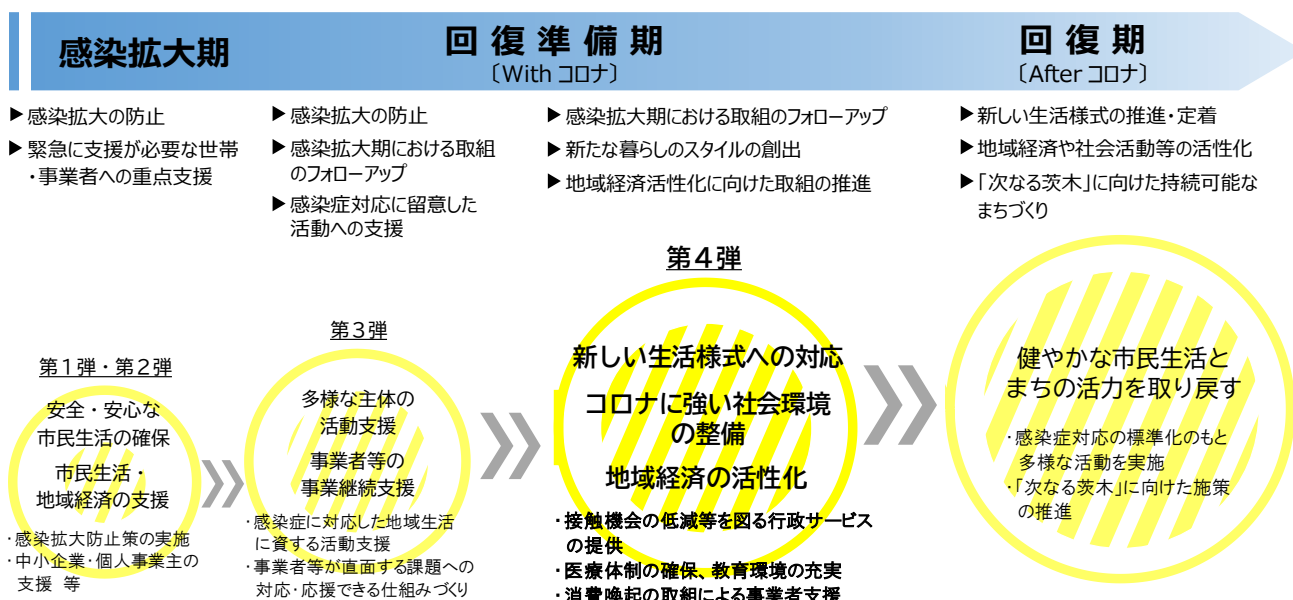
新型コロナウイルス感染症対策に係る『茨木市緊急対策 第4弾』

— 令和2年度一般会計補正予算（第6号）の概要 —

新型コロナウイルス感染症が再び拡大している現状においては、今後の“After コロナ”を見据えつつ、新型コロナウイルスと共存していく“With コロナ”の局面にあると捉え、接触機会の低減やさらなる利便性の向上を図るため、妊産婦・子育て世帯のオンライン相談実施や、ICTを活用した公共施設の利用改善と業務環境の推進等の「**新しい生活様式への対応**」を図るほか、今後の第2波・第3波を想定した備えとして、医療体制の確保に向けた取組みやGIGAスクール構想を推進するなど「**コロナに強い社会環境の整備**」を図る。

また、依然として厳しい経済状況にある小売店舗等を支援するため、消費喚起に向けたポイント還元事業を実施するほか、事業継続を支援する相談窓口を開設するなど「**地域経済の活性化**」の推進を図る。

「次なる茨木へ。」のロードマップ



□ 補正額 11億4,341万4千円

(補正後 1,271億1,982万3千円 - 補正前 1,259億7,640万9千円)

□ 主な内容

新型コロナウイルス感染症への対応	1,143,414千円
1 オンラインによる妊産婦相談・子育て相談の実施	1,431 千円
2 公共施設の貸室等におけるWi-Fi型スマートロックのモデル導入	12,556 千円
3 子どものインフルエンザワクチン予防接種費用の公費助成	142,650 千円
4 GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台コンピュータの整備	425,395 千円
5 小中学校体育館への空調設備設置に向けた改修計画等の作成	54,800 千円
6 街かどデイハウス、コミュニティデイハウスへの感染対策事業補助金の創設	10,504 千円
7 消費喚起に向けたポイント還元事業の実施	170,000 千円
8 新型コロナウイルス感染症対応に係る事業者向け相談窓口の開設	2,131 千円
9 公共交通（路線バス、タクシー）への支援	47,775 千円

市負担分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（9.3億円）及び財政調整基金（500万円）により対応。

令和2年度一般会計補正予算(第6号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
15 国庫支出金	1,036,971	1,036,971		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 925,699 子ども・子育て支援交付金 94,675
16 府支出金	101,790	101,790		新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 90,500 地方消費者行政推進交付金 7,115
19 繰入金	4,653		4,653	財政調整基金繰入金
補正額 A	1,143,414	1,138,761	4,653	
補正前の予算額 B	125,976,409	65,950,480	60,025,929	
補正後の予算額 A + B	127,119,823	67,089,241	60,030,582	

令和2年度一般会計補正予算(第6号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
2 総 務 費	41,207		41,207				
3 民 生 費	194,046		10,157		183,889		
4 衛 生 費	147,346	1,990	134,477		10,879		
7 商 工 費	179,246	1,418	37,266		140,562		
8 土 木 費	72,094		24,319		47,775		
10 教 育 費	509,475		497,195		12,280		
補 正 額 A	1,143,414	3,408	744,621		395,385		
補正前の予算額 B	125,976,409	17,707,834	17,003,522	30,508,963	37,710,131	8,609,408	14,436,551
補正後の予算額 A + B	127,119,823	17,711,242	17,748,143	30,508,963	38,105,516	8,609,408	14,436,551

補正予算（第6号）の主な内容について

1 新しい生活様式への対応

(1) ICTの活用

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
オンライン相談の実施・相談体制の充実		13,459	9,081	4,378
オンラインによる妊産婦相談の実施 【保健医療課】	新しい生活様式に対応した相談体制の充実を図るため、ICT機器を導入し、こども健康センターにおいてオンラインによる妊産婦への保健指導等を実施する。 【財源：母子保健衛生費補助金(国) 203】	406	203	203
オンラインによる子育て相談の実施 【子育て支援課】	新しい生活様式に対応した相談体制の充実を図るため、ICT機器を導入し、子育て支援総合センター等においてオンラインによる子育て相談を実施する。 <対象>子育て支援総合センター、子育てすこやかセンター 【財源：子ども・子育て支援交付金(国) 342、(府) 342】	1,025	684	341
地域子育て支援拠点への相談に係るICT機器購入等の補助 【子育て支援課】	新しい生活様式に対応したオンラインでの子育て相談等を実施するため、民間の地域子育て支援拠点に対し、タブレット端末等のICT機器導入経費を補助する。 <対象>民間のつどいの広場(19施設) 民間の地域子育て支援センター(4施設) <対象経費>タブレット端末等のICT機器の購入費、感染拡大防止に配慮した相談支援体制の構築・強化に要する経費 <補助額>1施設50万円(上限) 【財源：子ども・子育て支援交付金(国) 3,833、(府) 3,833】	11,500	7,666	3,834
生活困窮状態の予防等に向けたくらし設計相談の実施 【人権・男女共生課】	日常の生活相談において困窮状態からの自立や予防に向けた支援へとつなげるため、各いのち・愛・ゆめセンター等に社会保険労務士の専門員を配置し、くらし設計相談を実施する。 【財源：地方創生臨時交付金(国) 528】	528	528	
高齢者のICT活用支援		2,100	2,100	
コミュニティデイハウスにおける要支援者等へのICT活用支援 【長寿介護課】	コロナ禍での高齢者の身体機能・認知機能の低下防止を図るため、モデル事業として、コミュニティデイハウス(5か所)において実施するタブレット等の活用講座や、オンラインによる介護予防活動に係る費用を補助する。 【財源：地方創生臨時交付金(国) 2,100】	2,100	2,100	
市の手続きにおけるICTの活用等		14,304	14,304	
キャッシュレス決済等の導入 【市民課】 【市民税課】 【政策企画課】 【30頁参照】	新しい生活様式への対応や業務の効率化を図るため、各種証明書発行手数料や市営葬儀使用料の支払にキャッシュレス決済等を導入する。 <対象>市民課・市民税課 【財源：地方創生臨時交付金(国) 1,748】	1,748	1,748	

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公共施設の貸室等におけるWi-Fi型スマートロックのモデル導入 【繰越明許費】 【財産活用課】 【30頁参照】	新しい生活様式への対応や公共施設利用者の利便性向上を図るため、暗証番号により貸室の開閉錠を行うWi-Fi型のスマートロックをモデル的に導入する。 ＜対象＞三島コミュニティセンター、春日コミュニティセンター 【財源：地方創生臨時交付金(国) 12,556】	12,556	12,556	
ICTを活用した業務環境の推進		26,903	26,903	
新たなICTインフラの構築 【情報システム課】	新しい生活様式に対応した業務体制の確保と業務の効率化等を図るため、チャットやWeb会議、リモートワーク等が行えるICT基盤を構築する。 【財源：地方創生臨時交付金(国) 26,903】	26,903	26,903	

2 コロナに強い社会環境の整備

(1) 医療体制等の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
インフルエンザの予防		142,650	142,650	
乳幼児・小中学生のインフルエンザワクチン予防接種費用の公費助成 【保健医療課】	家庭内における感染リスクの軽減や安定した医療体制の維持、及び学習機会の確保を図るため、乳幼児・小中学生のインフルエンザワクチン予防接種に係る費用を公費助成する。 ＜期間＞令和2年10月1日～12月31日 ＜対象＞生後6か月の乳児から中学3年生まで ＜助成額＞2,000円（医療機関での会計時に控除等） 【財源：地方創生臨時交付金(国) 142,650】	142,650	142,650	

(2) 小中学校における環境整備

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
GIGAスクール構想の推進		425,395	425,395	
GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台コンピュータの整備 【債務負担行為】 【教育センター】	小中学校において、GIGAスクール構想（1人1台コンピュータの整備）の実現に向けた取組を進めるため、ネットワーク環境等を整備するとともに児童・生徒用のタブレット端末機を整備する。 【債務負担行為設定（学習用端末整備）】 期 間:令和2年度～令和7年度 限度額:936,300（小学校：624,200、中学校：312,100） （対象額 2,055,240－国負担 718,940－臨時交付金対応分 400,000） 【財源：地方創生臨時交付金(国) 425,395】	425,395	425,395	
体育館の環境改善		54,800	54,800	
小中学校体育館への空調設備設置 【繰越明許費】 【施設課】	コロナ禍における児童・生徒の熱中症対策と避難所機能の強化を図るため、体育館への空調設備設置に向け、全小中学校の現場調査や事業方式等の検討及び、改修計画を作成する。 【財源：地方創生臨時交付金(国) 54,800】	54,800	54,800	

(3) 高齢者・障害者・ひとり親家庭等への支援

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害者・高齢者等の移動支援		5,225	5,225	
バリアフリーマップの作成 【道路交通課】	障害者や高齢者等の円滑な移動支援の推進や適切な感染予防を図るため、歩行空間におけるバリアフリーや感染対策等の状況をまとめたバリアフリーマップを作成する。 【財源：地方創生臨時交付金(国) 5,225】	5,225	5,225	
ひとり親家庭の養育費確保に向けた取組		550	275	275
養育費確保に向けた取組の推進 【こども政策課】	コロナ禍における厳しい経済状況となる中、養育費の不払いにより更なるひとり親家庭の困窮を防ぐため、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成経費や、民間保証会社が養育費の債権回収を行う際の保証契約に係る保証料を補助する。 <対 象>①養育費の対象児童を現に扶養している方 ②離婚時に取り決めた養育費が不払いとなっているひとり親 <補助額>①上限30,000円、②上限50,000円 【財源：母子家庭等対策総合支援事業費補助金(国) 275】	550	275	275
DV被害者等のセーフティネットの強化		3,839	3,839	
DV被害者等の民間シェルター整備等に係る補助 【人権・男女共生課】	コロナ禍においてDV相談が増加傾向となる中、DV被害者等が安心して過ごせる環境を整備するため、民間シェルターにおけるSNSを活用した相談やシェルターの改修等に要する経費を補助する。 【財源：性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(国) 3,839】	3,839	3,839	

(4) 消費者啓発の推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
消費者啓発の推進		7,115	7,115	
ネット被害等拡大防止に向けた啓発映像の作成 【市民生活相談課】	コロナ禍においてネットの利用頻度が増加傾向となる中、若者や高齢者の消費者問題への関心を深め、ネット被害等の未然・拡大防止を図るため、アニメや落語を取り入れた啓発映像を制作する。 【財源：地方消費者行政推進交付金(府) 7,115】	7,115	7,115	

(5) 公園等の安全確保

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公園・児童遊園の安全対策		19,094	19,094	
公園及び児童遊園の修繕対応 【公園緑地課】	コロナ禍において利用が増加傾向となっている公園及び児童遊園の安全を確保するため、老朽化した遊具等の修繕対応に係る経費を増額する。 【財源：地方創生臨時交付金(国) 19,094】	19,094	19,094	

(6) 感染予防対策の推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
保育所等での感染予防対策		181,000	181,000	
公立保育所等における感染予防用品の購入 【保育幼稚園総務課】	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、公立保育所等において消毒液等の感染予防用品を購入する。 ＜対象＞一時預かり事業（幼稚園型）（12施設）、 延長保育事業（13施設）【1事業50万円】 【財源：子ども・子育て支援交付金(国) 12,500、 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(府) 12,500】	25,000	25,000	
私立認定こども園等へ感染予防用品の購入費等を補助 【保育幼稚園事業課】	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、私立認定こども園等においてマスクの購入や施設の消毒に必要な経費について補助する。 ＜対象＞一時預かり事業（一般型）（21施設）、 一時預かり事業（幼稚園型）（26施設）、 延長保育事業（69施設）、病児保育事業（40施設） ＜対象経費＞マスク、消毒液、空気清浄機等の感染予防に必要なもの ＜補助額＞1事業につき50万円（上限） 【財源：子ども・子育て支援交付金(国) 78,000、 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(府) 78,000】	156,000	156,000	
街かどデイハウス・コミュニティデイハウスでの感染予防対策		10,504	10,504	
街かどデイハウス、コミュニティデイハウスへの感染対策事業補助金の創設 【長寿介護課】	感染予防対策に取り組む街かどデイハウス・コミュニティデイハウスを支援するため、マスクの購入や施設の消毒等に必要な経費について補助する。 ＜対象＞街かどデイハウス、コミュニティデイハウス ＜対象経費＞衛生用品の購入、感染予防に向けた改修等 ＜補助額＞1事業所あたり50万円（上限） 【財源：地方創生臨時交付金(国) 10,504】	10,504	10,504	

3 地域経済の活性化

(1) 事業者支援

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
飲食店・小売店舗等への支援		172,131	172,131	
消費喚起に向けたポイント還元事業の実施 【商工労政課】 【31頁参照】	停滞している消費行動を喚起させ、厳しい経営環境が続く飲食店や小売店舗等への支援につなげるため、市内店舗での消費に係るキャッシュレス決済額の一部をポイント還元する。 <内容>キャッシュレス決済額の20%をポイント還元 (付与上限：2,000円分/回、10,000円分/人) <期間>令和2年12月1日～31日 【財源：地方創生臨時交付金(国) 170,000】	170,000	170,000	
新型コロナウイルス感染症対応に係る事業者向け相談窓口の開設 【商工労政課】	コロナ禍における事業継続を支援するため、中小企業経営アドバイザーの配置日数を拡充し、国等の事業者支援制度の案内や申請支援等を行う相談窓口を開設する。 <内容>国等の事業者支援制度の案内及び申請補助等 <時間>10時～17時 <場所>商工労政課相談室(本館7階) <期間>令和2年10月～令和3年3月 【財源：地方創生臨時交付金(国) 2,131】	2,131	2,131	
事業者への支援等		60,055	60,055	
公共交通(路線バス、タクシー)への支援 【道路交通課】	公共交通(路線バス、タクシー)の運営の維持・継続及び感染予防対策を支援するため、公共交通事業者に対し事業継続等支援金を支給する。 【財源：地方創生臨時交付金(国) 47,775】	47,775	47,775	
小学校給食用食材(米・パン・牛乳)納入業者への補償 【学務課】	小学校給食用食材(米・パン・牛乳)の納入業者に対し、休業期間前に発注していた食材に係る加工費用相当分を補償する。 【財源：学校臨時休業対策費補助金(国) 12,280】	12,280	12,280	

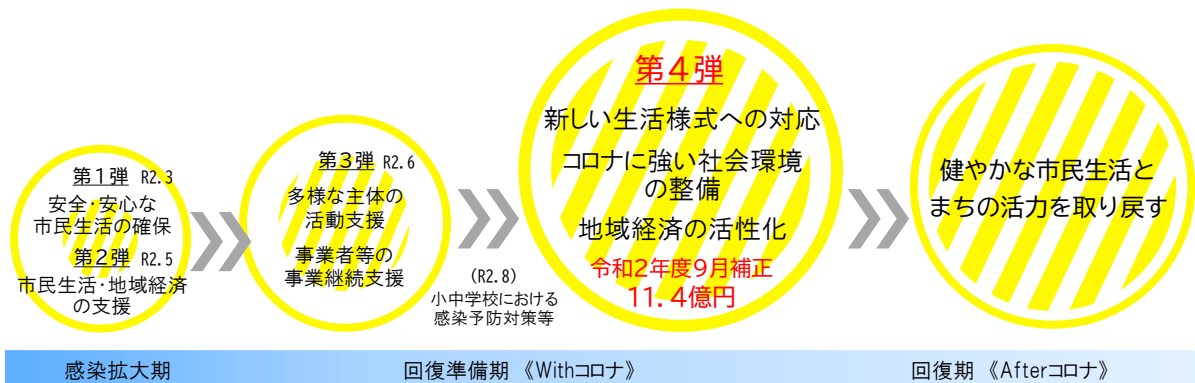
4 繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

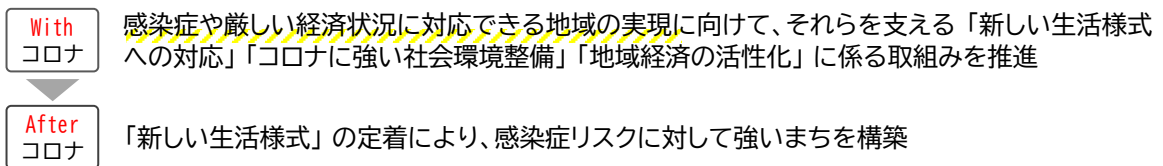
事業	内容等	設定額・限度額
繰越明許費		
公共施設スマートロック導入事業 【財産活用課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	12,556
小中学校体育館空調設備設置事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	54,800

事業	内容等	設定額・限度額
債務負担行為		
公共施設予約システム 口座振替収納事業 【財産活用課】	口座振替制度の実施に伴う収納代行業務の実施にあたり、期間及び限度額を設定する。 【期 間】 令和2年度～令和3年度 【限度額】 2,079千円	2,079
小学校学習用端末整備 事業 【教育センター】	小学校の児童への学習用端末の整備にあたり、期間及び限度額を設定する。 【期 間】 令和2年度～令和7年度 【限度額】 624,200千円	624,200
中学校学習用端末整備 事業 【教育センター】	中学校の生徒への学習用端末の整備にあたり、期間及び限度額を設定する。 【期 間】 令和2年度～令和7年度 【限度額】 312,100千円	312,100

"Afterコロナ"を見据えた"Withコロナ"施策の推進



施策推進イメージ



- オンラインによる妊産婦相談の実施（41万円）
- オンラインによる子育て相談の実施（103万円）
- 地域子育て支援拠点への相談に係るICT機器購入等の補助（1,150万円）
- コミュニティデイハウスにおける要支援者等へのICT活用支援（210万円）
- キャッシュレス決済等の導入（175万円）
- 公共施設の貸室等におけるWi-Fi型スマートロックのモデル導入（1,256万円）



新しい生活様式への対応



— 第4弾 —

"Withコロナ"

感染症や厳しい経済状況に対応できる地域へ

"Afterコロナ"

新しい生活様式の定着による「感染症リスクに強いまち」の構築

コロナに強い社会環境の整備

地域経済の活性化

- GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台コンピュータの整備（4億2,540万円）
- 小中学校体育館への空調設備の整備（5,480万円）
- 街かどデイハウス、コミュニティデイハウスへの感染対策事業補助金の創設（1,051万円）

- 消費喚起に向けたポイント還元事業の実施（1億7,000万円）
- 新型コロナウイルス感染症対応に係る事業者向け相談窓口の開設（214万円）
- 公共交通（路線バス、タクシー）への支援（4,778万円）

市の手続きにおける「新しい生活様式」の実践に向けた取組み

1 目的

窓口や施設の利用に係る利便性向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止における「新しい生活様式」の実践に向けた、接触機会の抑制に資する事業として、市民課窓口等における「キャッシュレス決済の導入」及びコミュニティセンターにおける「Wi-Fi型スマートロックの導入」に取り組めます。

2 概要

現金受渡し時の接触機会を抑制




市役所窓口におけるキャッシュレス決済の導入

《予算額：1,748千円》

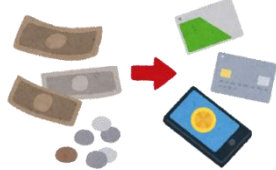
■導入窓口

- 市民課 住民票等の発行手数料、市営葬儀使用料
- 市民税課 税証明書等の発行手数料

■対応決済方法

クレジットカード 	電子マネー 	QRコード 
---	--	--

■導入時期 令和3年1月（予定）



鍵受渡し時の接触機会を抑制

Wi-Fi型スマートロックのモデル導入

《予算額：12,556千円》

■試行導入施設

三島コミュニティセンター、春日コミュニティセンター


鍵の受渡しのための、当日午前中等の来館が不要になります

■特徴

- 予約時間に合わせた暗証番号を自動発行※
- 簡単なボタン操作で開錠 スマートフォン等は不要
- 災害時等の停電時にも開錠可能（電池式）

※ 新たな施設予約システム（令和3年4月稼働予定）とスマートロックの管理システムを連携させることで、施設予約の際に暗証番号を即時発行し、メールで通知します。

■導入時期 令和3年夏ごろ（予定） ※今年度中から予約システムのカスタマイズ等に着手

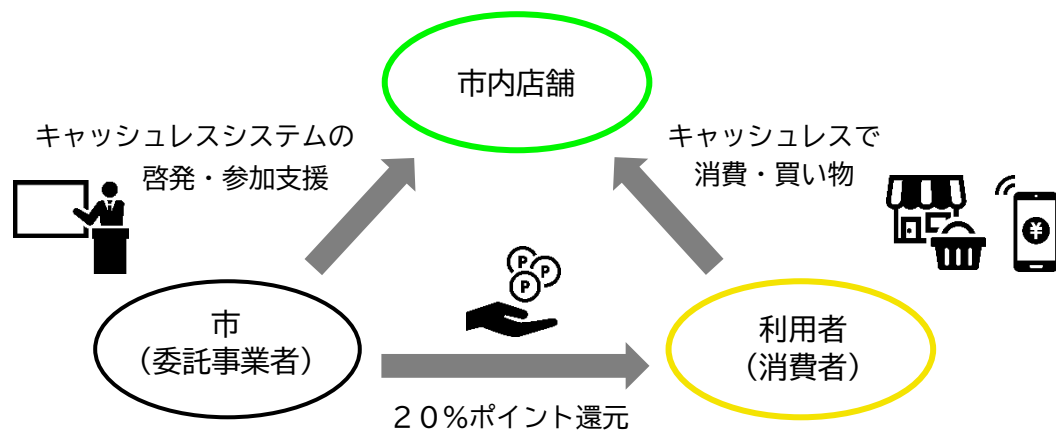


中小事業者支援に向けたポイント還元事業の実施

〇概要

国・府等の各種施策が講じられる中でも、社会活動の自粛等、新型コロナウイルス感染症の影響を受けることにより業績の落ち込みが大きく、依然として大変厳しい経営状況が続く飲食店や小売店等の中小事業者を支援するため、キャッシュレス（非接触型）決済を活用し、停滞している消費行動の喚起に向けてポイント還元事業を実施する。

内容	市内の飲食店や小売店舗での消費に係るキャッシュレス決済額の一部をポイント還元する。
対象店舗	市内中小事業者（飲食店、小売業者、理美容店等）
期間	令和2年12月1日～31日（予定）
ポイント還元率	20% $\left[\begin{array}{l} \text{付与上限：1回の買い物につき2,000円分、} \\ \text{1人につき10,000円分のポイントを還元} \end{array} \right]$ 【例】5,000円の商品をキャッシュレス決済で購入 \Rightarrow 1,000円分（5,000円×20%）のポイントを還元



〇事業実施スケジュール（予定）

	市（委託事業者）	市内中小事業者	利用者（消費者）
11月 （キャンペーン準備）	事業者・利用者 向けへの説明 の実施	事業参加の登録 （対応店舗は手続き不要） ※初期費用・月額固定費・ システム利用料：令和2年 度内無料	キャッシュレス決済システム （スマホアプリを想定）の登録 ※利用者向けへの説明（コール センター等）で利用を支援
12月1日 ～31日	ポイント還元 キャンペーン の実施	キャッシュレス決済による販売を 促進	市内の店舗でキャッシュレスで 消費・買い物

※キャッシュレス決済（アプリ）のシステムは、事業者選定（10月〈予定〉）により決定

令和2年度一般会計補正予算(第7号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
2 総 務 費	821,098		11,098			810,000	
3 民 生 費	8,199				8,199		
6 農 林 水 産 業 費	1,200				1,200		
8 土 木 費	139,641	162	31,579			107,900	
9 消 防 費	17,414					17,414	
10 教 育 費	196,795	540	6,055			190,200	
補 正 額 A	1,184,347	702	48,732		9,399	1,125,514	
補正前の予算額 B	127,119,823	17,711,242	17,748,143	30,508,963	38,105,516	8,609,408	14,436,551
補正後の予算額 A + B	128,304,170	17,711,944	17,796,875	30,508,963	38,114,915	9,734,922	14,436,551

補正予算（第7号）の主な内容について

1 基本方針

国の補助金や繰越金等を活用し、市民会館跡地エリアにおける新施設整備に係る用地取得を進めるとともに、山間部における移手段や公立幼稚園のあり方についての検討に要する経費を措置するなど、行政ニーズ・行政課題等に対応した事業を追加する。

また、安全・安心なまちづくりを推進するため、土砂災害時における山間部の現地対応拠点を整備するほか、小中学校の外周塀を改修しフェンスを設置する。

なお、中央公園北グラウンド整備工事に係る継続費の変更や、山間部における土砂災害対応拠点の整備及び移手段の検討等について繰越明許費を設定するとともに、中心市街地等の景観形成推進事業に係る債務負担行為を設定する。

2 内容

(1) 市民会館跡地エリアの活用

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
市民会館跡地エリアの整備等		817,766	799,200	18,566
市民会館跡地エリアの新施設等の整備に向けた用地取得 【市民会館跡地活用推進課】	用地 【財源：都市構造再編集中支援事業補助金(国) 682,900、 地方債 96,300】	790,000	779,200	10,800
中央公園北グラウンドの改良工事 〔継続費〕 【スポーツ推進課】	中央公園北グラウンドの拡張改良工事を進めるにあたり、現況の構造物への対応や照明施設の更新等に係る工事費を増額する。 工事 【財源：地方債 20,000】	20,000	20,000	
市役所前線等における交通環境の検討 〔繰越明許費〕 【都市政策課】	市民会館跡地エリアにおいて新施設を整備するにあたり、市役所前線等の周辺交通の状況や影響等を調査するとともに、交通環境のあり方を検討する。	7,766		7,766

(2) 中心市街地等の景観形成

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
中心市街地の景観形成の推進		7,975	2,420	5,555
中心市街地等における景観形成の推進 〔債務負担行為〕 【都市政策課】	公共空間を中心に質の高いデザインのまちづくりを実現するため、中心市街地等に係る現況調査や課題整理を行うとともに、デザインガイドラインの策定や景観計画の見直し等を行う。 【財源：都市構造再編集中支援事業補助金(国) 2,420】 ※債務負担行為設定：令和3年度～5年度分	7,975	2,420	5,555

(3) 都市基盤の整備

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
街路・橋梁の整備		23,500	21,265	2,235
駅前太中線整備事業 (第2工区) 【道路交通課】 【38頁参照】	委託(設計、物件調査) 【財源：地方債 18,000】	20,000	18,000	2,000

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
橋梁維持事業 【道路交通課】	追加内示による国の交付金を活用し、橋梁の維持補修に向けた設計委託に係る費用を増額する。 委託（設計） 【財源：社会資本整備総合交付金(国) 1,265、地方債 2,000】	3,500	3,265	235
交通環境の検討・整備		28,000	12,000	16,000
山間部における移動支援の検討 【繰越明許費】 【道路交通課】	山間部において自家用車に依存しない交通環境を整備するため、新たな地域交通の導入に向けた社会実験（上音羽地区）を実施する。	16,000		16,000
景観・環境に配慮したバス停の設置 【道路交通課】	路線バスのバス停を景観や環境に配慮したものとするため、市役所前のバス停をベンチや樹木等を備えた待合環境へと改修する。 工事 【財源：猛暑対策事業補助金(府) 12,000】	12,000	12,000	
公園の長寿命化		72,400	58,500	13,900
公園等再整備事業（長寿命化対策） 【公園緑地課】	委託（設計） 工事 [見付山公園] [橋の内公園] [小柳公園] [山手台中央公園] 【財源：地方債 58,500】	72,400	58,500	13,900

(4) 安全・安心なまちづくりの推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
災害時の対応強化		17,414	17,400	14
山間部現地対応拠点の整備 【繰越明許費】 【消防総務課】	土砂災害時において、山間部における地域住民の避難行動等を支援するため、北辰分署敷地内に土砂災害対応拠点を整備する。 工事 【財源：地方債 17,400】	17,414	17,400	14
学校環境の改善		190,200	151,238	38,962
小中学校外周塀の改修 【施設課】	国の補助金を活用し、損傷等のある小中学校の外周塀をフェンスに改修する。 工事 [小]中条、豊川、水尾、玉島 [中]西、東雲 【財源：学校施設環境改善交付金(国) 33,838、地方債 117,400】	190,200	151,238	38,962

(5) 幼児教育の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公立幼稚園の検討		937		937
公立幼稚園のあり方検討 【保育幼稚園総務課】	公立（市立）幼稚園の就園児数が減少している現状を踏まえ、効果的かつ効率的な幼稚園運営のあり方についての検討を行うため、審議会を設置する。	937		937

(6) 社会福祉施設の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
高齢者・障害者福祉		8,199		8,199
いきいき交流広場の増設 【地域福祉課】	教養や娯楽等の活動による高齢者の交流促進を図るため、いきいき交流広場を新たに2か所増設する。【予算総額：20,030】 ・現行21か所→23か所	1,977		1,977
障害者グループホームの開設補助 【障害福祉課】	障害者の共同生活援助施設であるグループホームを開設する団体に対して、施設整備に係る費用を補助する。 ・株式会社 千樹（開設場所：寺田町） ・社会福祉法人 とよかわ福祉会（開設場所：豊川）	6,222		6,222

(7) 森林整備・保全の推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
森林整備・保全		1,200	1,200	
ボランティア団体による森林整備事業への補助 【農とみどり推進課】	森林の保全活動の推進や森林整備の担い手の育成を図るため、ボランティア団体が行う森林整備事業に対して補助を行う。 【財源：森林環境譲与税基金繰入金 1,200】	1,200	1,200	

(8) 制度改正への対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
戸籍事務改正への対応		11,098	11,098	
戸籍情報システム等の改修 【市民課】	戸籍関連手続きの簡略化や国外転出者によるマイナンバーカードの活用等に対応するため、戸籍情報システムを改修する。 【財源：社会保障・税番号制度システム整備費補助金(国) 11,098】	11,098	11,098	

(9) 継続費・繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
継続費		
中央公園北グラウンド 整備事業 【スポーツ推進課】	事業内容の変更に伴い、年割額を変更する。 令和元年度～令和2年度継続事業 【補正前】 [総額] 450,000 [年割額] (R1) 180,000 (R2) 270,000 【補正後】 [総額] 470,000 [年割額] (R1) 180,000 (R2) 290,000	20,000
繰越明許費		
交通環境検討事業 【都市政策課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	7,766
移動支援検討事業 【道路交通課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	16,000
消防施設整備事業 【消防総務課】	新型コロナウイルス感染症に係る対応による影響等により、年度内に事業が完了しないため。	145,346
債務負担行為		
中心市街地等景観形成 推進事業 【都市政策課】	債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 [期間] 令和3年度～令和5年度 [限度額] 23,430	23,430

駅前太中線(第2工区) 位置図

